

# 議会運営委員会 R 4. 3. 17 (木)

開 会 9 : 5 7  
散 会 10 : 0 8

## 1. 委員長報告の順序について

- 「総務」「文教厚生」「農林水産商工」「地域交流・県土整備」の各常任委員会、「新型コロナウイルス感染症対策等特別委員会」「佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会」「新幹線問題対策等特別委員会」の各特別委員会の順と申し合わされた。

## 2. 意見書案の調整状況について

- 定松一生委員が調整中と報告された。

## 3. 最終日（3月18日）の議事等について

### (1) 議案修正の有無について

- 各会派修正なしと報告された。

### (2) 議案・請願の討論の有無について

- 自由民主党及び県民ネットワークは討論なし、諸会派は日本共産党が討論ありと報告された。

## 4. 選挙区及び定数検討委員会の協議結果について

- 協議結果について、委員長から資料1のとおり議長に提出した旨報告がなされた。  
なお、議員定数について37人の案と38人の案があり、まだ結果が出ていないため、次回の選挙について、御意見等をいただきたい旨発言があった。
- 委員長の報告を受け、各委員から以下のとおり発言がなされた。  
(八谷理事)
  - これまで9回に渡り検討委員会で協議を重ねた結果、選挙区や選挙区の名称の変更は合意に至ったものの、議員定数については合意に至らなかつた。
  - しかし、ほとんどの会派が、定数1人削減の定数37人に合意されており、自由民主党会派としては、次回の一般選挙に向けて今定例会中に定数を37人に改正することを盛り込んだ改正条例案を提出したいと考えている。
  - これらのことについては、理事会で協議していただきたい。

(武藤委員)

- そもそも、検討委員会は国勢調査に基づいて決めていくという委員会のはず。そうであるならば、選挙区によってマイナスの選挙区が生じたり、プラスの選挙区が生じたりすると思う。

- ・ 38人なのか37人なのかということで言わわれているが、意見の取りまとめが至らなかつたという事で、現状のままで次回の選挙に臨むべきではないか。

(宮原委員長)

- ・ 周知徹底のために出来るだけ早い段階で決定しなければならないとの思いから、皆様方と検討委員会で話をさせていただいた。
- ・ 県議会として県民の皆様方の付託を受ける県議会がどのようにあるべきかは、議員が決める事なので、定数は充分なる御議論をしていただくことが大切と思う。
- ・ 37人と38人の意見が出ているところだが、多くの議員の方が条例改正を行った方がいいということなので、改正条例案が今回提出されようとしている。
- ・ 武藤委員から話があった選挙区や定数の件を、検討委員会の中で御議論をいただいたところで、今回37人と38人の2つの案が出たので、この議会運営委員会で協議を行っているところ。

(武藤委員)

- ・ 定数が37人か38人かの問題になっているが、マイナスの選挙区が出ればプラスの選挙区も必要だと思う。
- ・ 37人の改正条例案を提出せざるを得ないということであれば、一旦この場で決を採っていただきたい。

(石倉委員)

- ・ 理事会で一回協議をして欲しいということなので、その結果を、また議会運営委員会に諮っていただくということでどうか。

(武藤委員)

- ・ それは、やぶさかではない。

(宮原委員長)

- ・ 改正条例案の提出については、ここで採決を探ることではなく、改正条例案が提出されれば、受けるということしかない。
- ・ 改正条例案の取扱いは、理事会で協議していただきたいという申し出があつてるので、そこで確認をとらせていただきたいと思っている。

- 各委員からの発言を受け、委員長が改正条例案の取扱いについて、議会運営委員会理事会で協議してはどうかと委員に諮り、了承された。また、議会運営委員会理事会で協議が整い次第、議会運営委員会で協議することが確認された。

## 5. 次回議会運営委員会等の開催時間について

- 最終日（3月18日）の議会運営委員会の開催時間は午前10時、本会議の開議時間は午前11時目途と申し合わされた。

## 6. その他

- 本日の本会議の開議時間は、3月10日の議会運営委員会で、午前11時目途と決まっている旨が確認された。

## 7. 執行部発言の有無

## 選挙区及び定数検討委員会協議結果報告書

本委員会では、次の一般選挙から適用する県議会議員の選挙区及び定数に関する事項について、令和3年9月21日の第1回から令和4年3月17日の第9回まで協議を重ねたところである。

2月定例会までに結論を出すよう銳意努力し、一部、意見の統一に至らなかったところであるが、協議結果について、会議規則第72条の規定を準用し、下記のとおり報告する。

### 記

- 選挙区については、現行どおりの区域とする。
- 選挙区の名称について、「唐津市・東松浦郡選挙区」を「唐津市・玄海町選挙区」に、「鹿島市・藤津郡選挙区」を「鹿島市・太良町選挙区」に、「神埼市・神埼郡選挙区」を「神埼市・吉野ヶ里町選挙区」に変更する。
- 議員定数については、本県における人口が減少傾向にある状況や全国の都道府県議会の議員定数等を考慮し、現行の38人から1人削減し、37人とする意見と、活発な議員活動の現状や県民の多様な意見・要望への対応等を考慮し、現状維持の38人とする意見の2つの意見があり、意見の一致に至らなかった。なお、議員定数が定まれば、選挙区への配分は令和2年国勢調査の人口に比例して配分することが確認された。

なお、県の人口が減少している現状において、定数や選挙区及び選挙区毎の議員の数のあるべき姿については、今後、十分な協議期間を設け、慎重な検討を要することを確認した。

令和4年3月17日

佐賀県議会議長 藤木 卓一郎 様

選挙区及び定数検討委員長 宮原 真一